

令和4年度

第27回豊頃町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月30日（水）午後1時30分～午後4時00分
- 2 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
- 3 委員の出欠 出席 13人 欠席 1人

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	遠 藤 秀 徳	出	8	相 澤 和 幸	出
2	山 崎 仁 志	出	9	門 茂 子	出
3	河 崎 正 己	欠	10	山 田 雅 江	出
4	根 本 篤 和	出	11	加 島 富 浩	出
5	松 崎 文 一	出	12	熊 野 信 夫	出
6	川 口 亜矢子	出	13	村 上 浩 保	出
7	泉 信 之	出	14	井 下 睦 男	出

4 議事日程

報告第1号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査の結果について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）

議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

議案第4号 農用地の買入要請について

5 臨席者

6 事務局 林谷一徳事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員

7 署名委員 議席12番 熊 野 信 夫 議席13番 村 上 浩 保

局 長	皆さん、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。 本日の総会開催にあたりまして、3 番河崎委員から欠席する旨連絡がありましたので報告させていただきます。 それでは、第 27 回農業委員会総会を開催致します。 農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。 (豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)
局 長	ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。 (挨拶要旨)
井下会長	今年も後、1 か月となりました。委員の皆さんには、何かとお忙しい中、本日の総会にご出席を頂きまして大変ありがとうございます。 また、先日の道外研修に参加いただいた委員の皆さま、大変ご苦労様でした。都合がつかず、参加できなかった委員の方々にも、志を頂きまして、この場を借りて、お礼を申し上げたいと思います。 大きなトラブルも無く、また体調を崩される方も無く、楽しく 3 泊 4 日の研修を終える事ができたのではないかと思います。 また、一昨日の十勝の研修にも参加していただきましてありがとうございます。 今の農業情勢について、「厳しい」の一言につきると思います。今朝の道新の一面にも、牛乳の廃棄をする記事も載っていました。また、畑作のビートの方も間もなく終了すると思いますが、例年ですとクリスマス頃まで管理作業等が進むわけですが、今年は収量が無く、糖分も低いということで、間もなくビートの運搬も終わるような話も聞いております。本当に今年は、厳しい一年ではなかったのかなと思います。また、来月は各々の組勘との整理で忙しい時期が来ると思っております。 また、私個人のことでありますが、明日、明後日と十勝農業委員会連合会役員で、東京の方に要請活動に行く予定であります。この先のことについて不安であります。今日総会でございますが、案件が多いです。時間がかかると思いますが、休憩時間を入れながら進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願います。
局 長	ありがとうございました。 それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願います。
議 長	はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号 12 番 熊野信夫 委員、13 番 村上浩保 委員にお願いしたいと思います。

		経過報告等を事務局からお願いします。
局	長	(経過報告書により報告をする。)
議	長	はい。只今、経過報告等説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いと言う事ですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書 1 ページになります。 報告第 1 号「農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果について」 を議題と致します。事務局説明をお願いします。
次	長	報告第 1 号「農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果について」 ご説明いたします。農地法第 30 条の規定による農地利用状況調査の結果につきまして、下記のとおり報告するものです。 2 ページをご覧ください。調査につきましては、10 月 17 日から 21 日までの、5 日間で実施しています。調査月日、調査地区はここに記載のとおりです。 調査員につきましては、農業委員の皆さま、事務局職員及び町産業課職員で構成し、実施しています。調査項目は①から⑧までございますが、その結果についてはここに記載のとおりで、適正に農地が利用されており問題は特に見受けられませんでした。以上で報告第 1 号の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がございましたが、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということでございますので、このように報告済みとさせていただきます。続きまして、議案書 3 ページになります。 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 を議題と致します。事務局、説明をお願いします。
次	長	議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 ご説明いたします。法の規定により農地等の賃借権設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。 なお、「番号 1 番から 7 番」まで、すべて基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件で、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 4 年 11 月 1 日です。すべて引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。

	それでは、「番号 1 番」です。設定を受けていた方は統内 番地さん、設定をしていた方は、礼作別 番地さんで、土地につきましては、記載のとおりです。解約の理由は、賃借人の都合によるものです。 続いて「番号 2 番」の設定を受けていた方は豊頃 番地さん、設定をしていた方は、茂岩本町 番地さんで、土地につきましては、記載のとおりです。解約の理由は、農地売買のためです。 続いて、「番号 3 番」の設定を受けていた方は、礼文内 番地さん、設定をしていた方は、池田町字清見 番地さんで、土地については、記載のとおりです。解約の理由は、農地売買のためです。 続いて「番号 4 番及び 5 番」について、設定を受けていた方は、礼文内 番地さん。「番号 4 番」の設定をしていた方は、茂岩栄町 番地さん、「番号 5 番」の設定をしていた方は、浦幌町字住吉町 番地さん、土地につきましては、それぞれ記載のとおりです。賃借人の営農廃止によるため解約するものです。 続いて「番号 6 番」の設定を受けていた方は、育素多 番地さん、設定をしていた方は、音更町木野大通東 丁目 番地さん。土地につきましては、記載のとおりです。農地売買のため、解約するものです。 続いて「番号 7 番」の設定を受けていた方は、牛首別 番地さん、設定をしていた方は、帯広市西 条南 丁目 番地さん、土地につきましては、記載のとおりです。農地売買のため、解約するものです。 以上で「番号 1 番から番号 7 番」の説明を終わります。
議 長	はい只今、事務局から説明がございましたが、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、この様に決定をさせていただきます。 続きまして議案書 5 ページになります。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。
次 長	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたしま

	す。下記の件につきまして農地法第3条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。 本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。 それでは「番号1番」について説明いたします。譲渡人は二宮 番地 さんで、譲受人は、茂岩栄町 番地 さん。土地につきましては二宮 番地 ほか合計 筆で、地目は公簿・現況共に畑、面積は合計 m²です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっております。本件は、賃借権による利用権設定で借賃は、年額 円、10a 当たり 円です。 位置図については、6 ページをご覧ください。こちらでご確認願います。 以上で「番号1番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11月14日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい、4番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりです。 さんの方で、土地が余っているということで、 さんに貸したいということで、お互いに話し合い決めたことであり、特に問題は無いということで、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	只今、根本委員から説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、議案書7ページになります。議案第3号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。なお、「番号1番」の案件ですが、関係する案件ですので、 には、一時退席をお願いしたいと思います。 ()
議 長	それでは、事務局「番号1番」の説明をお願いします。

次 長	議案第 3 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」ご説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。 本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていることを申し添えます。 それでは 8 ページをご覧ください。「番号 1 番」の利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、設定をする方は音更町宝来東町南 丁目 番地 さんです。土地については中央新町 番地及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 27 ページに添付してございます。 以上で「番号 1 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 19 日の農用地利用状況調査時に現地確認を行っております。地元委員であります村上委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。13 番です。この件につきましては、只今事務局から詳細に説明があった通りでございまして、同一条件の更新ということで、地域としても問題はございませんので、よろしくお願いします。
議 長	只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	(ありません。)
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。 ()
議 長	それでは、再開します。 に申し上げます。「番号 1 番」の案件は、原案どおり決定されましたので報告させていただきます。

	それでは、「番号 2 番」の説明をお願いします。
次 長	それでは、「番号 2 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、利用権の設定をする方は二宮 番地 さんです。土地については二宮 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 28 ページに添付してございますので、ご確認下さい。 以上で「番号 2 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には加島委員がなっておりますので、よろしく説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。11 番です。只今、事務局からご説明があったとおり、所有権の移転ということで、この畑に関しまして、 さんの近くに さんの畑があったということで、売買を希望し、このような形となりました。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	はい只今、加島委員からご説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 3 番」の説明をお願いします。
次 長	それでは「番号 3 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、二宮 番地 、利用権の設定をする方は二宮 番地 さんです。土地につきましては二宮 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図については 29 ページに添付しておりますのでご確認ください。こちら、格子模様で表示したところが本件の対象地です。 以上で「番号 3 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には加島委

		員がなっておりますので、加島委員から説明をお願いしたいと思います。
委 員		はい。11 番です。今、事務局から説明があったとおりでございます、この案件につきましても、先ほどの 2 番の案件と同様で、お互い家の近くに、それぞれ畑があったということで、利用するのに条件が良くなる形で、面積も相違ないということで、売買で、調整しましたので、ご審議の程よろしくお願ひします。
議 長		はい只今、加島委員からご説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員		(ありません。)
議 長		はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 4 番」の説明をお願いします。
次 長		「番号 4 番」の利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、 利用権の設定をする方は帯広市西 条南 丁目 番地 さん。 土地については二宮 番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑及び原野、現況は畑で、面積は合計で m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 3 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 7 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。 位置図については 29 ページに添付しております。斜線で表示したところが本件の対象地です。 以上で「番号 4 番」の説明を終わります。
議 長		はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を実施しております。地元委員の根本委員から説明をお願いしたいと思います。
委 員		はい。4 番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりです。農地も適正に管理され使用されております。また、同一条件での更新ということで、問題は無いと思われます。
議 長		はい只今、根本委員からご説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員		ありません。

議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、事務局「番号 5 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 5 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、二宮 番 さん、設定をする方は二宮 番地 さんです。 土地につきましては、二宮 番地 の内ほか合計 筆、地目は公簿、畑及び公衆用道路、現況は、すべて畑で、面積は合計 m ² 。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。 位置図については、30 ページをご覧ください。こちら斜線で示した部分が本件の対象地です。また、求積図を 31 ページに添付しておりますので合わせて、ご確認ください。 以上で「番号 5 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります遠藤代理から説明をお願いします。
委 員	はい。1 番です。只今、事務局から説明があったとおりです。今までと、同一条件での契約となります。地元としても、何ら問題ありませんので、ご審議をお願いします。
議 長	はい只今、遠藤代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、事務局「番号 6 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 6 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、二宮 番 さん、設定をする方は二宮 番地 さんです。 土地については、二宮 番地 の内ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m ² 。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。 位置図については、30 ページをご覧ください。格子模様で表示した部分が本件の対象地となります。また、内地番の求積図を 32 ページに添付しており

	ますので、合わせてご確認ください。 以上で「番号 6 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には相澤委員がなっておりますので、説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。8 番です。この案件につきましては、只今事務局から説明があったとおり、賃料の変更ということで、調整いたしました。以前より賃貸借を結んでおり、問題無いと考えるので、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	はい只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして関連がございますので、「番号 7 番、8 番」について、説明をお願いします。
次 長	「番号 7 番、8 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は釧路市音別町本町 丁目 さん、利用権設定等の種類は賃貸権設定です。 「番号 7 番」の利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、土地については二宮 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。利用権の設定期間は 10 年間、始期は、令和 4 年 12 月 5 日公告の日から、終期は令和 14 年 11 月 30 日です。 次に、「番号 8 番」の利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、土地につきましては、二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10a 当たり 円です。利用権の設定期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から、終期は令和 9 年 11 月 30 日です。位置図については 33 ページをご覧ください。格子模様で表示した土地が「番号 7 番」、斜線で表示した土地が「番号 8 番」の対象地ですので、ご確認ください。 以上で「番号 7 番、8 番」の説明を終わります。

議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、更新ということで 10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員の遠藤代理の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。1 番です。只今、事務局から説明があったとおりです。7 番、8 番共、同じ条件での更新となっております。貸しての方も さん、親からの相続登記を行っております。地元としても、何ら問題ありませんので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	はい。只今、遠藤代理の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、10 ページになります。関連がございますので、「番号 9 番、10 番」について、事務局説明をお願いします。
次 長	「番号 9 番、10 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は幕別町札内文京町 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から、終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。 「番号 9 番」の利用権の設定を受ける方は、二宮 番 さん、土地については、二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は、34 ページをご覧ください。格子模様で表示している土地が本件の対象地ですのでご確認ください。 次に、「番号 10 番」の利用権の設定を受ける方は、二宮 番地 さん、土地については、二宮 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。 位置図は、34 ページをご覧ください。斜線で表示した部分が本件の対象地となります。 以上で「番号 9 番、10 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります遠藤代理の方からご説明をお願いしたいと思います。

委 員	はい。1 番です。只今、事務局から説明があったとおりです。同一条件の更新ということで、貸しての さんですが、今まで無登記だった案件ですが、さんが登記されての案件となっております。地元としても何ら問題ありませんので、よろしくご審議お願いします。
議 長	只今、遠藤代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 11 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 11 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は二宮 番地 さん。土地につきましては二宮 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。35 ページ位置図、36 ページに拡大図、37 ページに内地番の求積図を添付しておりますのでご確認ください。 以上で「番号 11 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります遠藤代理の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。1 番です。只今、事務局の方から説明があったとおりです。同一条件での更新ということで、地元としても何ら問題ございませんので、ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	はい只今、遠藤代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 12 番」の説明をお願いします。

次	長	「番号 12 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は茂岩栄町 番地 さんです。土地については二宮 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 38 ページ、また、39 ページに内地番の求積図を添付しておりますのでご確認ください。 以上で「番号 12 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件も更新ということで、10 月 21 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります遠藤代理の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。1 番です。只今、事務局から説明があった通りです。同一条件の更新ということで、地元としても何ら問題ありませんので、よろしくご審議お願いします。
議	長	はい只今、遠藤代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、「番号 13 番」の説明を事務局お願いします。
次	長	それでは、議案書 11 ページをご覧ください。「番号 13 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は農野牛 番地 さん、設定をする方は中央新町 番地 さんです。土地については農野牛 番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑、田及び原野、現況は畑で、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 12 月 4 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 40 ページをご覧ください。また、内地番求積図を 41 ページに添付しておりますので合わせてご確認ください。 以上で「番号 13 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 20 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。

委 員	はい。7 番です。以前からの賃貸借案件の更新ということで、何ら問題無いということですので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	はい只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 14 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 14 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は農野牛 番地 さんです。土地については農野牛 番地 の内ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 42 ページをご覧ください。43 ページに内地番の求積図を添付しておりますのでご確認ください。 以上で「番号 14 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 20 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。7 番です。以前より賃貸借組まれており、同一条件での更新ということで、何ら問題無いということですので、よろしくご審議の程お願いします。
議 長	はい只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 15 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 15 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は農野牛 番地 さん、設定をする方は茂岩末広町 番地 さんです。土地については農野牛 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、畑、宅地及び田、現況は畑で、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は賃

		借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 44 ページをご覧ください。 以上で「番号 15 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には相澤委員がなっておりますので、相澤委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。8 番です。この案件につきましては、道路敷地の分割により、面積が変更となり、新たな案件となりました。地域としては、問題ということですのでよろしくご審議お願いします。
議	長	はい只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 次の案件に移りたいと思いますが、 。 暫時休憩します。 （ ）
議	長	それでは、再開します。12 ページになります。事務局「番号 16 番から 18 番」について一括して説明をお願いします。
次	長	「番号 16 番から 18 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、礼作別 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。 「番号 16 番」の利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 、土地については礼作別 番地 及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図は 45 ページに添付しております。波線で表示した部分が本件の対象地となります。 続いて「番号 17 番」の利用権の設定を受ける方は、統内 番地

	さん、土地については礼作別 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、畑及び山林、現況は畑で、面積は合計 m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 45 ページと 47 ページに添付しております。45 ページについては、薄い斜線で表示した部分、47 ページは格子模様で表示した部分が本件の対象地です。また、内地番の求積図を 48 ページと 49 ページに添付しておりますので合わせてご確認ください。 次に「番号 18 番」の利用権の設定を受ける方は、統内 番地 さん、土地については礼作別 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 50 ページをご覧ください。細めの斜線で表示した部分が本件の対象地となります。 以上で「番号 16 番から 18 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には 3 件とも村上委員がなっておりますので、村上委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい 13 番です。この件に関しましては、只今事務局から、詳細に説明があった内容でございます。今回、 さんが規模縮小ということで、地域の中でこのような采配がされたそうです。それに合わせこのように調整させていただきましたので、ご審議お願いします。
議 長	はい。只今、村上委員の方から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 19 番」ということですが、 、 「番号 22 番」の案件を先に審議したいと思いますので、よろしく申し上げます。事務局「番号 22 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 22 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 さん、利用権の設定をする方は、礼作別 番地 さんです。土地については、礼作別 番地の内 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までで

	地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委員	はい。7 番です。こちらの案件は、以前より賃貸を組まれておりまして、同条件での更新ということで、何ら問題ありませんのでご審議の程よろしく願います。
議長	はい只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 20 番」の説明をお願いします。
次長	「番号 20 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 、利用権の設定をする方は礼作別 番地 さんです。土地については礼作別 番地の内及び 番地 の内、地目は公簿、山林、現況は畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 50 ページをご覧ください。太い斜線で表示した部分が本件の対象地となっております。また、51 ページ、52 ページに求積図を添付してございますので、合わせてご確認ください。 以上で「番号 20 番」の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には加島委員がなっておりますので、説明をお願いしたいと思います。
委員	はい。11 番です。この案件につきまして、以前は違う方が管理されておりましたが、 が近くにあるということなので、 と さんとの間で賃貸を組まれるということで、地域的にも問題ございませんので、ご審議の程よろしく願います。
議長	はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。

		続きまして、事務局「番号 21 番」について、説明をお願いします。
次	長	「番号 21 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 、利用権の設定をする方は、被相続人 さん、相続人は、 さんほか 名です。土地については、礼作別 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 9 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 13 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 50 ページをご覧ください。格子模様で表示した部分が本件の対象地となります。 以上で「番号 21 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には加島委員がなっておりますので、加島委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。11 番です。只今、事務局からご説明があった通りでございまして、この案件につきましては、以前違う方が管理されておりましたが、更新せず先ほど「番号 20 番」で賃貸を組まれた畑と隣接していることなのでに賃貸されるということは、地域的にも問題ないということですので、よろしくご審議をお願いします。
議	長	はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして「番号 23 番、24 番」について、一括で説明をお願いします。
議	長	「番号 23 番、24 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、帯広市西 条南 丁目 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。
次	長	「番号 23 番」の利用権の設定を受ける方は、茂岩栄町 番地 さん、土地については統内 番地の内ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 53 ページをご覧ください。斜線で表示した畑が本件の対象畑です。また、内地番求積図を 54 ページに添

	付しておりますので合わせてご確認ください。 次に 14 ページをご覧ください。「番号 24 番」の利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 、土地については統内 番地の内ほか合計筆、地目は公簿、原野及び畑、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 53 ページをご覧ください。格子模様で表示している畑が今回対象となっている畑です。また、内地番求積図を 55 ページに添付しておりますので合わせてご確認ください。 以上で「番号 23 番、24 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には村上委員がなっておりますので、説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。13 番です。この件につきましては、両方共、更新時期がきましたが、更新しないということで、地域内で新たに、 さん、 で調整をつけたということです。内容等につきましては、事務局から説明があった通りです。ご審議の程よろしく願います。
議 長	はい只今、村上委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 25 番、26 番」について、一括説明をお願いします。
次 長	「番号 25 番、26 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は、統内 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。 「番号 25 番」の利用権の設定をする方は、芽室町美生 番地 さん、土地については統内 番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑、原野、山林及び宅地で、現況は畑です。面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図は 56 ページと 60 ページに添付しております。内地番求積図を 57～59 ページ及び 61 ページに添付しておりますのでご確認ください。

	続いて「番号 26 番」の利用権の設定をする方は、統内 番地さん、土地については統内 番地 の内ほか合計 筆、地目は公簿、畑及び原野、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。45 ページに位置図を添付してございます。太い斜線で表示した部分が本件の対象地です。また、内地番求積図を 46 ページ添付しておりますので合わせてご確認ください。 以上で「番号 25 番、26 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 20 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります泉委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。7 番です。今、詳細に説明があった通りです。更新案件で同条件、内容変わらずということで、まったく問題ありませんのでご審議お願いします。
議 長	はい只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、関連がございますので「番号 27 番、29 番」について、2 件一括説明をお願いします。
次 長	それでは、「番号 27 番、29 番」について説明いたします。いずれも、利用権の設定をする方は、茂岩栄町 番地 さん。利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。 「番号 27 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は幌岡 番地 さん。土地については、幌岡 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 62 ページをご覧ください。 続きまして、「番号 29 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃南町 番地 さん。土地については、幌岡 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 64 ページに添付しております。

		以上で「番号 27 番、29 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この 2 件につきましても更新ということで、10 月 17 日の農地利用状況調査時に現地調査を実施しております。地元委員であります相澤委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。8 番です。この 2 件の案件に関しましては、同条件で再度更新という形で、地域においても問題無いと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
議	長	はい只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 次の案件に移りたいと思いますが、 。 ()
議	長	それでは、再開します。事務局「番号 28 番」の説明をお願いします。
次	長	「番号 28 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は幌岡番地、利用権の設定をする方は、茂岩栄町番地さんです。土地については、幌岡番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑及び山林、現況は畑で、面積は合計 m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 63 ページをご覧ください。 以上で「番号 28 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 17 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります加島委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。11 番です。同一条件での更新ということですので、また、農地パトロール時に見ていただきましたが、適切に使われていますし、地域的にも問題無いと思われますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長	はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。
	()
議 長	はい。それでは再開します。。「番号 28 番」について、原案のとおり決定されましたので報告をさせていただきます。それでは次の案件に移りたいと思います事務局「番号 30 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 30 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、利用権の設定をする方は、東京都さんほか 1 名です。土地については、幌岡 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、畑及び原野、現況は畑で、面積は合計 m ² 、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図は 65 ページをご覧ください。以上で「番号 30 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 17 日の農地利用状況調査時に現地調査を実施しております。地元委員であります相澤委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。8 番です。先ほども話が出ていたように、同一条件の更新ということで、地域としても、何ら問題無いと思われますので、ご審議の程よろしく願います。
議 長	はい只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 31 番」の説明をお願いします。

次 長	「番号 31 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は幌岡番地 さん、利用権の設定をする方は、茂岩本町 番地 さんです。土地については、幌岡 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、原野及び畑、現況は畑、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 66 ページをご覧ください。格子模様で表示した部分が本件の対象地となります。また、67 ページに内地番求積図を添付しておりますので、合わせてご確認ください。 以上で「番号 31 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には山崎委員がなっておりますので、山崎委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。2 番です。内容等は、今説明があった通りです。新規案件となっておりますが、以前から賃貸契約を結んでおりましたが、今回、道路用地売却によりまして、面積の変更があり、今回更新を機に面積の変更を行いまして、契約をするということでございます。面積以外は、同条件での契約ということですので、何ら問題は無く、地元としても問題無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。次の案件に移りたいと思いますが、 。 暫時休憩します。 ()
議 長	それでは、再開します。事務局「番号 32 番」について事務局、説明をお願いします。
次 長	それでは、「番号 32 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃 番地 さん、利用権の設定をする方は茂岩本町 番地 さんです。土地については幌岡 番地及び 番地 、地目

		は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図については 66 ページに添付しております。斜線で表示した部分が本件の対象地ですのでご確認ください。 以上で「番号 32 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には山崎委員がなっておりますので、山崎委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。2 番です。内容等は、事務局からの説明の通りです。先ほど合意解約が行われた案件でございまして、以前より両者間で賃貸をされておりました、さんの申し出によりまして、売買ということになりました。地域におきましても問題無いということですので、よろしくご審議お願いします。
議	長	はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。 ()
議	長	はい。それでは再開します。 。 続きまして「番号 33 番」の説明をお願いします。
次	長	「番号 33 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃 番地 さん、利用権の設定をする方は、帯広市西 条南 丁目 番地 さんです。土地については、豊頃 番地ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 68 ページに添付してございます。 以上で「番号 33 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新

		ということで、10月17日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります加島委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
次	長	はい。11番です。この案件ですが、同一条件の更新ということで、地元としても問題無いということですので、よろしくご審議お願いします。
議	長	はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号34番」の説明をお願いします。
次	長	「番号34番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃佐々田町 番地 さん、利用権の設定をする方は、豊頃 番地 さんです。土地については、豊頃 番地 、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は10年間、始期は令和4年12月5日公告の日から終期は令和14年11月30日までです。借賃は年額 円、10a当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については69ページをご覧ください。 以上で「番号34番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、11月14日に現地調査を行っております。地元委員であります加島委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。11番です。この案件につきましても、同一条件での更新ということで、適切に使用されていますし、地域的にも問題無いということですので、ご審議の程よろしくお願いします。
次	長	はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 (休憩)

議 長	それでは、事務局「番号 35 番」について、説明をお願いします。
次 長	「番号 35 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は豊頃 番地 さん、利用権の設定をする方は、豊頃 番地 さんです。土地については、豊頃 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、牧場、畑及び山林、現況は畑です、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 3 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 7 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 70 ページ。内地番求積図を 71 ページに添付しておりますので、ご確認下さい。 以上で「番号 35 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 17 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります加島委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。11 番です。この案件ですが、同一条件での更新ということですが、ただ、使用期間が 3 年ということで、変わっております。適切に使用されておりますし、地域としても問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、関連がございますので「番号 36 番、37 番」について、一括で説明をお願いします。
次 長	「番号 36 番、37 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は、豊頃 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 12 月 4 日までです。 「番号 36 番」の利用権の設定をする方は、豊頃 番地 さんほか 名、土地については豊頃 番地及び 番地、地目は公簿、現況共に畑、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 72 ページをご覧ください。格子模様で表示した部分が本件の対象地です。

		続いて「番号 37 番」の利用権の設定をする方は、豊頃 番地さん、土地については豊頃 番地、地目は公簿、牧場、現況は畑で、面積は㎡、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については同じく 72 ページをご覧ください。斜線で表示している所が本件の対象地です。 以上で「番号 36 番、37 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 17 日の農地利用状況調査時に現地調査を実施しております。地元委員であります加島委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。11 番です。この案件につきましても、同一条件での更新ということですので、地域的にも問題ありませんので、よろしくご審議の程お願いします。
議	長	はい只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、「番号 38 番」について、説明をお願いします。
次	長	「番号 38 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は十弗 番地さん、利用権の設定をする方は、幕別町札内暁町 番地さんです。土地については、礼文内 番地ほか合計 筆、地目は公簿、牧場及び畑、現況は畑です、面積は合計 ㎡、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 73 ページをご覧ください。格子模様で表示されている所が今回、対象の畑となります。 以上で「番号 38 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります山崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。2 番です。この案件も同一条件での更新ということになっております。畑も適切に使用されておりますし、地域的にも問題ありませんので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長	はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 39 番から 42 番」について、一括で説明をお願いします。
次 長	「番号 39 番から 42 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、礼文内 番地 さん、利用権設定等の種類はすべて賃借権設定で、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日です。 それでは、18 ページをご覧ください。「番号 39 番」の利用権の設定を受けの方は、十弗 番地 さん、土地については礼文内 番地ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、賃借権の設定期間は 5 年間、終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については、75 ページをご覧ください。格子模様で表示している所が本件の対象地となります。 続いて、19 ページをご覧ください。「番号 40 番」の利用権の設定を受けの方は、礼文内 番地 さん、土地については礼文内 番地、地目は公簿、現況共に畑、面積は m²、賃借権の設定期間は 5 年間、終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 76 ページに添付しております。 続いて「番号 41 番」の利用権の設定を受けの方は、礼文内 番地、土地については礼文内 番地及び 番地、地目は公簿、現況共に畑、面積は合計 m²、賃借権の設定期間は 10 年間、終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 77 ページに添付しております。 続いて「番号 42 番」の利用権の設定を受けの方は、豊頃佐々田町 番地 さん、土地については礼文内 番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑、原野及び雑種地、現況は畑です。面積は合計 m²、賃借権の設定期間は 5 年間、終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。借賃は 1 年目、年額 円、10 a 当たり 円で、2 年目以降については年額 円、10 a 当たり 円、支払方法は、記載のとおりです。位置図については 75 ページをご覧ください。

		さい。斜線で表示している所が対象の畑となっております。 以上で「番号 39 番から 42」の説明を終わります。
議 長		はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員		はい。7 番です。詳細に説明がありましたが、 さんが営農を廃止するにあたりまして、地元で調整をしました。39 番、40 番、41 番は地域内での調整が無事済まして、42 番につきましては、地域内で借り手がいなかったということで、隣の地区でありますけど、 さんをお願いし、調整し借りていただくことになりました。地域内でも十分に話し合い何ら問題無いということですので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長		はい只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
次 長		ありません。
議 長		はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 43 番」の説明をお願いします。
委 員		「番号 43 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、利用権の設定をする方は、池田町字清見 番地 さんです。土地については礼文内 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²。利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日、価格は総額 円、10 a 当たり円で、支払方法は記載のとおりです。位置図については 78 ページに添付しております。 以上で「番号 43 番」の説明を終わります。
議 長		はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には相澤委員がなっておりますので、相澤委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員		はい。8 番です。この案件につきましては、以前から さんと さんで、賃貸を結んでいまして、 さんの申し出により、売買したいということでこのようになりました。地域としても問題無いということですので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長	はい只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 44 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 44 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は、豊頃佐々田町 番地 さん、利用権の設定をする方は、茂岩栄町 番地 さん。土地については礼文内 番地及び 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑、面積は合計 m²、賃借権の設定期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。借賃は 1 年目、年額 円、10 a 当たり 円で、2 年目以降は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は、記載のとおりです。79 ページに位置図を添付しております。太い斜線で表示している所が今回の対象地です。また、80 ページに求積図を添付しておりますのでご確認ください。 以上で「番号 44 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には根本委員がなっておりますので、根本委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。4 番です。この土地につきましては、以前 さんが借りていた土地でありましたが、この度農業を辞めるということで、合意解約いたしました。地元で話し合った結果、借りる人がいないということで、隣の地区であるさんに借りてもらうということで、地元としても問題無いということですので、このように調整いたしましたので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	はい只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 45 番」について、説明をお願いします。1
次 長	「番号 45 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、利用権の設定をする方は、茂岩栄町 番地 さん。土地については礼文内 番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑及び原野、

		現況は畑で、面積は合計 m²。利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図については 79 ページをご覧ください。格子模様で表示している畑が今回、対象の畑となります。 以上で「番号 45 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には根本委員がなっておりますので、説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。4 番です。この土地につきましても、以前は さんが、借りていた土地でありまして、この度、営農廃止ということで、新たに地元で話し合った結果、 さんということで、また、 さん本人の希望で売買したいということでこの様に調整しましたので、よろしくご審議お願いします。
議	長	はい只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
次	長	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 46 番」の説明をお願いします。
次	長	「番号 46 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、利用権の設定をする方は、浦幌町字住吉町 番地 さんです。土地については、礼文内 番地 及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²です。利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 8 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 12 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 79 ページをご覧ください。斜線で表示している所が本件の対象地となります。 以上で「番号 46 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には根本委員がなっておりますので、説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。4 番です。内容につきましては、事務局から説明があった通りでございまして、この土地も以前、 さんが借りていた土地でありまして、地元で

		話し合った結果、 さんが借りるということなので、特に問題無いと思われますので、よろしくご審議お願いします。
議	長	はい只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、関連がございますので、「番号 47 番、48 番」について、一括で説明をお願いします。
次	長	「番号 47 番、48 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、礼文内 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 12 月 4 日までです。 それでは、「番号 47 番」の利用権の設定を受ける方は、礼文内 番地 さん、土地については礼文内 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、畑及び山林、現況は畑です。面積は合計 ㎡、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 81 ページをご覧ください。斜線で表示している部分が今回対象の畑となります。また、内地番求積図を 82 ページに添付しておりますので合わせてご確認ください。 続いて「番号 48 番」の利用権の設定をする方は、礼文内 番地 さん、土地については礼文内 番地の内ほか合計 筆、地目は公簿、山林、畑、現況は畑で、面積は合計 ㎡、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 81 ページをご覧ください。格子模様で表示している部分が今回対象の畑となります。また、内地番求積図を 83 ページに添付しておりますので合わせてご確認ください。 以上で「番号 47 番、48 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります山崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。2 番です。 さんにおかれましても、 さんにおかれましても、同一条件の更新ということとなっております。畑についても適正に管理されております。また、地域においても問題ありませんので、よろしくご審議お願い

		します。
議	長	はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、「番号 49 番、51 番」について関連がございますので一括で説明をお願いします。
次	長	「番号 49 番、51 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は、礼文内 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。 それでは、「番号 49 番」の利用権の設定を受ける方は、礼文内 番地 、土地については礼文内 番地 、地目は公簿、現況共に畑です。面積は㎡、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図は 85 ページをご覧ください。細い斜線で表示した三角の部分が対象の畑となっております。 次に、「番号 51 番」の利用権の設定を受ける方は、十弗 番地 さん、土地については礼文内 番地 の内及び 番地の内、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 ㎡、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 81 ページをご覧ください。細い点で表示されている所が対象の畑となります。 以上で「番号 49 番、51 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります山崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。2 番です。 におかれましては、利用期間が、2 年から 10 年に変更ということで、それ以外は、同一条件の更新となっております。また、さんの方は、同じ条件での更新ですので、また、地元も問題はございませんので、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。

委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、「番号 53 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 53 番」の利用権の設定を受ける方は、礼文内 番地 、 利用権の設定をする方は、礼文内 番地 さん、土地については 礼文内 番地 の内 、地目は公簿、現況共に畑です。面積は m²、 利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、 10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。 位置図については 85 ページをご覧ください。細い点で表示した部分が今回 対象の畑となっております。 以上で「番号 53 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新 ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を実施しておりま す。地元委員であります山崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。2 番です。 は、利用期間が 2 年だったのですが、今回の更新 で、10 年になりました。それ以外は、同一条件の更新となっております。地 域におきましても、問題ございませんので、よろしくご審議の程お願いします。
議 長	はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば 受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、関連がございますので「番号 54 番、55 番、56 番」一括で説明を お願いします。
次 長	「番号 54 番、55 番、56 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の 設定をする方は、礼文内 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借 権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。 それでは、「番号 54 番」の利用権の設定を受ける方は、礼文内 番地 、 土地については礼文内 番地 及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で す。面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円

	で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 85 ページ。細い斜線で表示している所が今回、対象の畑となります。 つづきまして、「番号 55 番」の利用権の設定を受ける方は、礼文内 番地さん、土地については礼文内 番地、地目は公簿、現況共に畑です。面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。こちらも位置図は 85 ページとなります。波線で表示している所が対象の畑となりますのでご確認ください。 続いて、「番号 56 番」の利用権の設定を受ける方は、十弗 番地さん、土地については礼文内 番地の内、地目は公簿、現況共に畑です。面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 88 ページをご覧ください。太めの斜線で表示している所が対象の畑です。また 89 ページ、90 ページに内地番求積図を添付しておりますので合わせてご確認ください。 以上で「番号 54 番、55 番、56 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を実施しております。地元委員であります山崎委員の方からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。2 番です。 さんにおかれましては、利用期間が 2 年から 10 年に変更となりました。他は同一条件の更新でございます。また、 さん、さんは、同一条件での更新です。畑も適切に使用されておりますし、地域においても問題ございませんので、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、議案書 23 ページになります。「番号 57 番」の説明をお願いします。
次 長	それでは、「番号 57 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、利用権の設定をする方は礼文内 番地さんです。土地については礼文内 番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑、山林及び牧場、現況は畑です。面積は合計 m²。利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日、価格は

		総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 85 ページをご覧ください。太めの斜線で表示した所が本件の対象地となります。 以上で「番号 57 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には相澤委員がなっておりますので、説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。8 番です。この畑は、以前から両者の間で賃貸をしており、その中で、さんより売買したいという申し出があり、今回売買という形になりました。地域でも何ら問題無いということで、ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	はい只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、「番号 58 番、59 番」一括で説明をお願いします。
次	長	「番号 58 番、59 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は、十弗 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。 それでは、「番号 58 番」の利用権の設定をする方は、礼文内 番地 さん、土地については礼文内 番地の内、地目は公簿、現況共に畑です。面積は合計 m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 88 ページをご覧ください。格子模様で表示している所が今回の対象の畑となっております。また、91 ページに内地番の求積図を添付しておりますので合わせてご確認ください。 次に、「番号 59 番」の利用権の設定をする方は、豊頃 番地 さん、土地については礼文内 番地の内、地目は公簿、牧場、現況は畑です。面積は m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については同じく 88 ページをご覧ください。薄めの斜線で表示した所が今回の対象となる畑です。また、内地番求積図を 92 ページに添付しておりますので合わせてご確認ください。

		以上で「番号 58 番、59 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります 山崎委員 の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。2 番です。この案件についても、同一条件の更新となっております。畑も適切に管理されておりますし、地域におきましても、問題ございませんので、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 60 番」の説明をお願いします。
次	長	「番号 60 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は十弗番地 さん、利用権の設定をする方は、帯広市西 条南 丁目 さんです。土地については、十弗 番地ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑です、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 73 ページをご覧ください。斜線で表示した所が本件の対象地となります。また、内地番求積図を 74 ページに添付しておりますので合わせてご確認ください。 以上で「番号 60 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 19 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。地元委員であります 山崎委員 の方からご説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。2 番です。この案件も、同一条件での更新であります。畑も適切に管理されておりますし、地域としても問題ございませんのでご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。

委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、「番号 61 番」の説明をお願いします。
次 長	それでは、「番号 61 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は育素多 番地 さん、利用権の設定をする方は音更町木野大通東 丁目 番地 さんです。土地については育素多 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑です。面積は合計 m²。利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図については 93 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で「番号 61 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には加島委員がなっておりますので、説明をよろしくお願いしたいと思います。
委 員	はい。11 番です。所有権移転の案件でございまして、この案件は、以前より さんと さんの賃貸が組まれておりましたが、 さんから相続した さん方から売買を申し出ましたので、 さんが買われるといことなので、地域的にも問題無いということで、このように調整させていただきました。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、「番号 62 番、63 番」について、一括で説明をお願いします。
次 長	「番号 62 番、63 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は、牛首別 番地 さん、利用権の設定をする方は、帯広市西 条南 丁目 番地 さんです。 「番号 62 番」について、土地は育素多 番地 の内、地目は公簿、現況共に畑です。利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 5 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 9 年 11 月 30 日までです。面積は

	m²、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。94 ページに位置図を添付してございます。格子模様で表示しているところが、本件の申請地です。また、内地番の求積図を 95 ページに添付しておりますので合わせてご確認ください。 続いて、「番号 63 番」、土地については育素多 番地 、地目は公簿、現況共に畑です。面積は合計 m²。利用権設定等の種類は、売買による所有権移転で、移転の時期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日、価格は総額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。位置図は 94 ページに添付しております。斜線で表示した部分が対象地ですのでご確認ください。 以上で「番号 62 番、63 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には加島委員がなっておりますので、説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。11 番です。この案件につきましては、一部分を売買するということで、あらためて、新規の調整となりました。地域的には問題無いということなので、ご審議のほどお願いします。また、63 番の案件につきましては、残りの部分で、所有権移転ということで、地域的にも問題ございませんので、このように調整させていただきました。ご審議の程お願いいたします。
議 長	只今、加島委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、事務局「番号 64 番」について、説明をお願いします。
次 長	「番号 64 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節番地 、利用権の設定をする方は、東京都さんです。土地については、湧洞 番地の内及び 番地の内、地目は公簿、原野、現況は畑です、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 96 ページをご覧ください。内地番の求積図を 97 ページに添付しておりますのでご確認ください。 以上で「番号 64 番」の説明を終わります。

議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には相澤委員がなっておりますので、相澤委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい。8 番です。この案件につきましては、今回 さんと さんと新しく賃貸を結ぶということで、10 年の賃貸を結ぶこととなりました。地域で問題無いということなので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、関連がございますので「番号 65 番、66 番」について、一括で説明をお願いします。
次 長	「番号 65 番、66 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定を受ける方は、二宮 番地 さん、利用権設定等の種類は賃借権設定です。 それでは、「番号 65 番」の利用権の設定をする方は、湧洞 番地 さん、土地については湧洞 番地、地目は公簿、原野、現況は畑です。面積は合計 ㎡、賃借権の設定期間は 7 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 11 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 98 ページをご覧ください。斜線で表示した所が今回の対象地です。 続いて、「番号 66 番」の利用権の設定をする方は、茂岩末広町 番地 さん、土地については湧洞 番地ほか合計 筆、地目は公簿、牧場、畑、現況は畑です。面積は合計 ㎡、借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は、記載のとおりです。位置図については 98 ページをご覧ください。格子模様で表示している所が対象の畑となっております。また、99 ページに求積図を添付しておりますので合わせてご確認ください。 以上で「番号 65 番、66 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては更新ということで、10 月 18 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。

	この案件につきましては、湧洞の案件ですので私の方から説明をさせていただきます。先ほど申し上げたとおり 2 件共更新ということで、畑も管理されておりますし、地元としても問題無いですので、よろしくお願いしたいと思います。 この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 次の「番号 67 番」の案件については、 。 （ ）
代 理	それでは、再開します。事務局「番号 67 番」について、説明をお願いします。
次 長	「番号 67 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節番地 さん、利用権の設定をする方は、茂岩 番地さんです。土地については、長節 番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑、牧場及び原野、現況は畑です、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 100 ページ、103 ページに添付しております。格子模様で表示している部分対象地ですのでご確認ください。また、101 ページ、102 ページに内地番の求積図も添付しておりますので合わせてご確認ください。 以上で「番号 67 番」の説明を終わります。
代 理	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 18 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。 この案件につきましては、熊野委員の方からご説明いたします。
委 員	はい。12 番です。同一条件での更新となっておりますので、よろしくご審議をお願いします。
代 理	只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。

代 理	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩します。 ()
代 理	はい。それでは再開します。 。 それでは、これからの議事進行は、井下会長からお願いいたします。
議 長	それでは、26 ページになります。「番号 68 番」について、事務局説明をお願いします。
次 長	「番号 68 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は長節番地、利用権の設定をする方は、茂岩番地さんです。土地については、長節番地ほか合計 筆、地目は公簿、畑、原野及び山林、現況は畑です、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 10 年間、始期は令和 4 年 12 月 5 日公告の日から終期は令和 14 年 11 月 30 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。位置図については 100 ページをご覧ください。斜線で表示した部分が今回の対象地です。 以上で「番号 68 番」の説明を終わります。
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても更新ということで、10 月 18 日の農地利用状況調査時に現地調査を行っております。この案件につきましても、長節の土地ですので私の方からご説明いたします。先ほど申しましたが、同条件の更新ということで、畑の方も適正に管理されておりますことをご報告したいと思います。この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、議案書 104 ページになります。議案第 4 号「農用地の買入要請について」を議題と致します。事務局、「番号 1 番」の説明をお願いします。
次 長	議案第 4 号「農用地の買入要請について」についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、所有権移転に係るあつせんの申し出があった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、豊頃町長に対し農用地の買入要請をすることについて議決を求めます。

		それでは、「番号 1 番」、議案書 105 ページをご覧ください。申出者は池田町字利別本町 番地 さんです。買入要請に係る土地は統内 番地 及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²です。買入申出価格は 円で 10a 当たり 円、受手予定者は、統内 番地 さんです。位置図については、106 ページに添付しております。 本件申出者は、基盤強化法により賃借権設定していた土地の売買を希望され、地域内で調整された結果、農地売買支援事業により農業公社が買入れ、公社から買受予定者に 5 年間賃貸した後、同額で売渡しを行うものです。 以上で、「番号 1 番」の説明を終わります。
議	長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、10 月 14 日に現地調査並びに調整会議を行っております。調整委員長には河崎委員がなっておりますが、本日欠席のため、地元委員の泉委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委	員	はい。7 番です。こちらの土地は長年にわたり賃貸借されていた土地です。売買については、数年前から出ておりまして、準備が整いましたので さんの希望により売買支援事業を利用しましての、売買ということで地元にとってもまったく問題はございませんし、このような形となっておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。本日の議案の審議は以上となります。事務局から連絡事項がございます。 (要旨) ・令和 4 年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会 ・令和 4 年度全道農業者年金研究会 ・令和 4 年度市町村農業委員会活動強化研修会 ・その他
議	長	はい只今、事務局から連絡事項等がありましたが、ご質問等ございますか。
委	員	ありません。

局 長	以上をもちまして総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 から、ご挨拶をいただきます。
会 長	(閉会の挨拶) 皆様のご協力を頂き、本日予定しておりました案件全てを終了することができました。ありがとうございました。只今事務局からの連絡事項で、各種 Web 会議ですが、積極的に参加していただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。冒頭でもお話ししましたが、道新で牛乳廃棄の記事がでていると、お話ししましたが、勝毎にも出ております。酪農家にとって、今年は、厳しい年であり、来年においても、もっと厳しい状況になるのではないかと予想されます。 何とかがんばって乗り越えなければと思っております。また、コロナの方も十勝は、昨日 700 人、今日 600 人と高止まりとなっておりますので、感染には十分注意されまして、また陽が落ちるのも早くなっておりますので、お帰りは、気を付けていただきたいと思います。 本日は、大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。 閉 会